公益社団法人那覇市シルバー人材センター

役員の報酬等及び費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条　この規程は、公益社団法人那覇市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

（定義）

第2条　この規程において、次の各号に揚げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員　理事及び監事をいう。

（2）報酬　認定法第5条第14号で定める報酬をいう。

（3）費用　職務の遂行に伴い発生する旅費相当額、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条　センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2　理事長及び常務理事の報酬は月額とする。

3　副理事長及び理事、監事が理事会等に出席した場合の報酬は日額とする。

4　常務理事が事務局長を兼ねる場合は、報酬を支給しない。

5　役員には、賞与及び退職手当は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第4条　役員の報酬は、別表第1「報酬額表」に定める範囲内であって、理事会の承認を得て定める額とする。

（報酬の支給日）

第5条　理事長及び常務理事の報酬は、毎月一定の決まった日に支払うものとし、副理事長、理事及び監事の報酬は、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条　報酬は通貨を持って本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金

融機関口座に振込ことができる。
2　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）
第7条　役員が職務の遂行に当って負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又、前払いを要求するものについては前もって支払うものとする。
2　費用の額は、別表第2「費用額表」に定める額とし、予算の範囲内において支給する。

（公表）
第8条　センターは、この規程をもって認定法第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）
第9条　この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補助）
第10条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付　則
この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年４月１日）から施行する。

付　則
この規程は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付　則
この規程は、平成25年11月29日から施行する。なお、施行日以前において支給を受けた報酬等及び費用については、改正後の公益社団法人那覇市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規定により支給を受けたものとみなす。

付　則
この規程は、令和6年5月31日から施行する。

付　則
この規程は、令和7年5月30日から施行する。

付　則

この規程は、令和８年６月１日から施行する。

別表第1（第4条関係）

(1) 理事長	月額	120,000円の範囲内
(2) 副理事長	日額	4,000円の範囲内
(3) 常務理事	月額	250,000円の範囲内
(4) 理事	日額	3,500円の範囲内
(5) 会員以外の理事	日額	4,000円の範囲内
(6) 監事	日額	4,000円の範囲内
(7) 監事（監査を行ったとき）	日額	10,000円の範囲内
(8) 会員以外の監事	日額	5,000円の範囲内
(9) 会員以外の監事（監査を行ったとき）	日額	15,000円の範囲内

別表第2（第7条関係）

(1) 管内職務に係る費用	なし
(2) 管外職務に係る費用	旅費規程に定める額
(3) その他（手数料）	実費